

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問1 (仮称)みやぎの将来ビジョンについて  
以下6点について知事の所見を伺いたい。  
(1) 総合計画の検証について  
イ 平成12年3月に策定した「宮城県総合計画」を廃止し、今後の県政の方向として10年後のあるべき将来像を描く「みやぎの将来ビジョン」中間案を示したが、総合計画をどう検証したのか、また、検証の結果をどうビジョンに反映したのか。  
ロ 総合計画を廃止し、新たにビジョンを提案すると聞くが、これまでの総合計画のどこを廃止、修正、継続させるのか。

[答]

遊佐美由紀議員の一般質問にお答えいたします。

大綱4点ございました。

まず、大綱1点目、「みやぎの将来ビジョン」についての御質問にお答えいたします。

初めに、現在の「宮城県総合計画」の検証はどうだったのか、またどこを廃止し、どこを継続させるのかという御質問にお答えいたします。

現在の宮城県総合計画は、行政評価システ

遊佐 美由紀議員1-(1)-イ、ロ

ムな方々や、県民、NPO等の多様な主体との協働など、現時点においても重要な視点については継承し、取り組んでまいりたいと考えております。

ムの導入により、事業の有効性や効率性などを検証しながら県政の運営を行うとともに、3カ年を単位とする実施計画に基づき着実に事業を実施し、一定の成果を挙げてきたものと認識しております。

しかしながら、経済の停滞や、予想よりも早く始まった我が県の人口減少など、計画の前提としていた将来推計とは大きな乖離が生じていることも事実であり、また、県財政の悪化や市町村合併の進展など、策定当時とは、県政を取り巻く環境に大きな変化が生じていることから、内外の様々な情勢変化と直面する課題に的確に対応するため、今回、新たにビジョンを策定し、現総合計画を廃止することとしたものであります。

なお、将来ビジョンを策定するに当たりましては、現総合計画が掲げる、県民一人ひとりが安心して生活できる地域づくりを進めていくという県政運営にあたっての基本的な考

平成18年11月定例県議会

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問1-(2)  
知事の公約では、安全と安心、衆知を集める県政を目指すとしているが、公約を実現するためにビジョンに掲げる政策を実現するのか、また、将来ビジョンは知事のマニフェストなのか。

[答]

次に、公約を実現するために政策を実現するのか、また知事のマニフェストなのかという御質問にお答えいたします。

現在の総合計画は、平成12年に策定しておりますが、ただ今もお答えしましたように、計画の前提としていた将来推計との乖離や、県政を取り巻く環境に大きな変化が生じていることから、今回、新たにビジョンを策定することとしたものであります。

したがって、将来ビジョンは、現在の総合計画に変わるものとの位置付けのもとに、10年後のみやぎのあるべき姿や目標を県民の皆さんと共有し、その実現に向けて、県が

優先的・重点的に取り組むべき施策等を明らかにするものであります。

なお、当然ながら、その中では私の政治理念や政治姿勢についても、的確に反映させてまいりたいと考えております。

標を、可能な限りお示ししたいと考えております。

また、県内総生産10兆円の根拠についてありますが、この目標は、宮城県の潜在能力からすれば、人口規模的にも同じ新潟県や広島県と同等のレベルにあるべきという想いから発しております。

国の「新経済成長戦略」では、我が国の実質GDP成長率は、年平均2.2%程度と見込んでおります。人口減少傾向下の中で、域外需要型産業に弱さがある我が県としては、この伸び率と同じ<sup>レベルを維持</sup>することはかなり厳しいものがあります。

しかしながら、県が経済活動の主体である企業や経営体、県民とともに一丸となって、宮城県の持つ優位性を十二分に発揮できれば、達成可能な数字であると思っております。

問1-(3)

ビジョンの投資見込みはどうか。また、ビジョンの目標である県内総生産10兆円の根拠とその実施計画はどうか。

[答]

次に、将来ビジョンの投資の見込み、県内総生産10兆円の根拠とその実施計画についての御質問にお答えいたします。

将来ビジョンは、県政の中長期的目標を示すものであり、計画期間を平成28年度までの10年間としておりますが、地方財政制度や税収の見通し等の今後の動向が不透明なことから、10年間の投資見込みをお示しすることは困難であります。

しかしながら、3カ年を期間とする「行動計画」を別途作成することとしており、この中では、県の財政見通しとも整合を図りながら、実施する施策と、その予算規模や数値目

企画部長 孫子

問1-(4)

ビジョンの策定に伴い、政策評価・施策評価の評価方法等が変更されると聞くが、行政評価基準について、「適切」「概ね適切」「課題有」の判定基準等の具体的な変更点はどうか。

[答]

次に、行政評価の見直しの具体的な変更点かどうかという御質問にお答えいたします。

政策評価・施策評価については、「行政活動の評価に関する条例」に基づき宮城県総合計画第I期及び第II期実施計画の政策・施策・事業について毎年度評価を行ってまいりました。

このたびの「みやぎの将来ビジョン」の策定を契機として、評価基準の見直しを含め政策評価指標の設定、県民への公表方法など評価システム全般<sup>の仕</sup>について、現在、検討を加え

いるところであります。

なお、見直しに当たりましては、第三者評価機関である「宮城県行政評価委員会」のご意見を十分に踏まえながら、

対応して参りたいと考

えております。

さらに、9月には県内3カ所において、将来ビジョン策定に向けた、県民との意見交換会を開催いたしました。

こうした機会を通じて、県民の皆様からいただいた貴重な御意見は、将来ビジョンの骨子案や中間案に、できるだけ生かすよう努めましたし、また、これまで3回開催した審議会でも、こうした県民の御意見を報告した上で審議していただいております。

これに加え、現在、中間案を公表し、約1ヶ月間パブリックコメントを募集しているところでございます。

今後、中間案に対して寄せられた御意見を十分踏まえて、最終案をとりまとめ、今月下旬開催の最終の審議会で御審議いただき、来月には答申をいただくことを予定しております。

## 遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問1-(5)

ビジョンの策定スケジュールについては、民意の反映、衆知の県政としては論議不足と思う。ビジョン答申後も、最低1度は審議すべきと思うがどうか。

[答]

大綱1点目、将来ビジョンに関する御質問のうち、将来ビジョンの策定スケジュールと民意の反映についての御質問にお答えいたします。

将来ビジョンの策定にあたりましては、総合計画審議会を設置し、諮問しておりますが、その他にもできるだけ多くの県民意見を反映できるよう、様々な工夫を講じてまいりました。

まず、公募により、県内各地から御参加いただいた33名の皆様による「みやぎの将来ビジョン県民会議」を設置し、今年5月から7月にかけて計5回の会議を開催しました。

## 遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問1-(6)

「もの言う知事」として期待しているが、将来ビジョン実現のためにも国に対する県の姿勢として三位一体改革を受け入れるのか。

[答]

次に、三位一体改革に関する御質問にお答えします。

三位一体改革の現状につきましては、3兆円規模の税源移譲が決定したことなど、一定の評価ができる部分はあるものの、地方の自由度がほとんど高まらなかったことや地方交付税の大幅な削減が行われたことなど、大変不満の残るものであります。

地方財政の自立を通じた個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、引き続き国に対しても主張すべきは明確に主張し、地方分権改革推進法やその後の分権一括法の早期具体化に向けて、更に取組を続けていかなければならないと考えております。

平成18年11月定例県議会

教育長答弁

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問2 子どもを取り巻く諸施策について

以下2点について知事及び警察本部長並びに教育長の所見を伺いたい。

(1)いじめ問題について

イ 教育再生会議はいじめた子に対する出席停止などを緊急提言したが、13年前のいじめによる自殺事件に対する政府の対応から進んでいない。いじめは見え難く、大人がいじめのサインを見逃さず迅速に対応することが命の大切さを理解させるきっかけとなる。学校の危機管理上いじめが起こったらどうするのか。

[答]

大綱2点目、子どもを取り巻く諸施策についての御質問にお答えします。

初めに、いじめが起こったらどうするのか、学校の危機管理についてのお尋ねにお答えいたします。

いじめの防止には、早期発見・早期対応が肝要であると考えております。

各学校においては、児童生徒のいじめの状況を教師の目やアンケート調査等を通じて早期発見に努めているところです。

平成18年11月定例県議会

教育長答弁

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問2-(1)-ロ

現在、小、中、高校にはスクールカウンセラーが配置され、国では全校配置の方針と聞くが、本県では100%配置となっていない。一日も早い配置を望むが、今後の配置計画はどうか。また、臨床心理士は週2回の非常勤と聞くが、必要なときに迅速な対応するには常勤とし、且つ増員を図り、教職員の指導、児童、保護者にも対応できるようにすべきと思うがどうか。

[答]

次に、今後のスクールカウンセラーの配置計画についての御質問にお答えします。

平成18年度においては、中学校スクールカウンセラーを、県内160校中134校に配置し、未配置校25校については、心の教室相談員を配置しており、生徒のみならず保護者、教員の相談に応じております。

また、小学校の児童、保護者については、中学校スクールカウンセラーが、求めに応じて相談に当たっております。

さらに、県立高等学校については、全84校に配置しております。

いじめが起こった場合には、関係する児童生徒や保護者から事実を確認し、校内いじめ防止対策委員会において指導の方針と指導方法等について協議を行い、全教職員の共通理解のもと、必要に応じて関係機関と連携しながら、いじめの解消を図っております。

しかしながら、学校で把握の難しい、いじめがあることも事実であることから、いじめの早期発見・早期解消に向けて、学校を主体とする体制づくりを進めるよう市町村教育委員会に働きかけてまいりたいと考えております。

遊佐 美由紀議員 2-(1)-ロ

平成19年度は、スクールカウンセラーを全中学校に配置できるよう検討しているところであり、小・中・高校とも教育相談体制の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

教員の教育相談や生徒理解に関する専門的な知識・能力の向上を図っているところであります。

今後とも、これらの研修を一層充実させ、教員がいじめ等に適切に対応できるよう資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

問2-(1)-ハ  
教育再生会議は、いじめによる自殺が相次ぐ中、「教員に対しても懲戒免職などの厳罰化をする」という緊急提言を公表した。教職員に対して、いじめに対処するための研修が必要と思うが、今後の研修計画はどうか。

[答]

次に、いじめに対処するための教員研修についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会といたしましては、初任者研修において全教員を対象に「カウンセリング」等の研修を実施しているほか、10年経験者研修においても「いじめ問題対応研修」及び「カウンセリング研修」を受講者全員に実施しており、教員全体のいじめ防止への対応能力の向上に努めております。

さらに、生徒指導担当教員やその他の希望者に対して、より高度な内容の「生徒指導研修」や「カウンセリング技術研修」を行い、

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

整備を図るとともに、地域子どもセンター、警察本部等と連携して取り組んでいるところであります。

今後とも、更に連携を密にして対処してまいります。  
たいと考えておりました。

問2-(1)-ニ  
これまで何度も子ども局の必要性を訴えてきたが、いじめに対処するためには人事交流などの教育と福祉の連携、専門機関との連携が必要である。今後の組織体制についてどうか。

[答]

次に、いじめに対処するための教育と福祉の連携、体制についての御質問にお答えいたします。

いじめを早期発見、早期解消するためには、教育委員会、保護者、関係機関など地域が一体となって対応することが重要であると認識しております。また、専門機関との連携が必要との御指摘につきましては、議員と共通の理解をもっております。

このため、県教育委員会内に「いじめ・問題行動等対応緊急グループ」を設置し、体制

平成18年11月定例県議会

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

いて、県民意識の醸成を図ってまいります。

問2-(1)-ホ

子どもの人権について再認識するため、子どもの権利条約を学び、子どもから大人まで県民総参加で「子どもの人権条例」づくりを行ってはどうか。

[答]

次に、「子どもの人権条例」についてのお尋ねにお答えいたします。

子どもの人権擁護につきましては、仙台法務局や宮城県人権啓発活動ネットワーク協議会と連携・協力しながら、シンポジウム等の開催や、パンフレットの作成・配付などを行い、その普及・啓発を行っているところですが、

御提案のありました「子どもの人権条例」についてですが、「子どもの権利条約」が平成6年に批准され、既に国内法としての効力を有していることから、新たに「子どもの人権条例」を制定することは、現段階では考えておりませんが、条約の趣旨を踏まえて、子どもの人権擁護の重要性につ

平成18年11月定例県議会

遊佐 美由紀議員 2-(2)-イ

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

進しているところであります。

問2-(2) 小児医療について

イ 小児科医が不足し、県内でも産婦人科の2/3は分娩を取り扱っていない状況の中、これまで助産所や自宅における分娩は医療とみなされず、県の周産期医療システムにも組み込まれていない。安心して子どもを産み育てやすい環境づくりのためにも、開業助産師と病院との連携を構築し、助産所分娩と家庭分娩を県の周産期医療システムにおいて位置付けるべきと思うがどうか。

[答]

次に、小児医療についての御質問にお答えします。

はじめに、周産期医療システムについての御質問にお答えいたします。

本県の周産期医療システムについては、妊娠・出産から新生児に係る医療を全県で効果的に提供するため、中心施設である「総合周産期母子医療センター」として仙台赤十字病院を指定するとともに、地域の拠点病院など11の医療機関を「地域周産期母子医療センター」として認定し、これらの医療機関とその他の周産期医療施設等との密接な連携を推

進しているところであります。  
御指摘の助産所分娩と家庭分娩を担う助産師については、周産期医療の中で重要な役割を担っており、現時点でも、周産期医療システムの中に位置づけているところであります。

県といたしましては、産科に係る医師不足が深刻な中で、病院等に勤務する助産師も含め、助産師の一層の機能発揮が必要であると考えており、今後、県周産期・小児医療協議会に協議をお願いして、具体的な方策等を検討するなど、周産期医療の充実に努めてまいります。

平成18年11月定例県議会

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

問2-(2)-ロ 前段

育児支援家庭訪問事業による妊産婦及び新生児訪問は、育児不安を抱える母親の虐待防止などにつながる重要な事業であり、来年からは4ヶ月の乳児全戸訪問事業が創設されると聞く。県内には産後うつ病の母親が19%存在するが、産後ケアの推進についてどうか。また、訪問事業を委託される助産師は自家用車での訪問となるが、その際の駐車許可への対応を早急にすべきと思うがどうか。

〔答〕

大綱2点目、子どもを取り巻く諸施策についての御質問のうち、産後ケアの推進についてのお尋ねにお答えいたします。

児童虐待を予防するためには、早い段階での、育児不安や産後うつ病の母親に対する適切な支援が効果的であると考えております。

県ではこれまで、市町村の新生児訪問における産後うつ病質問票の活用を推進してきたところであり、現在、県内ほとんどの市町村が導入し、全国でも有数の実施率となっております。

また、その中で処遇困難となった事例に対しましては、各保健福祉事務所において事例

検討会や、親と子のグループミーティングを実施し、市町村への支援を行っているほか、子ども総合センターにおいて市町村への助言を行う一方、クリニック機能を活用した診療にもあたっております。

県といたしましては、市町村が実施する新生児訪問や育児支援家庭訪問事業等に対しまして、今後、より一層の技術支援等を通して産後ケアの推進を図ってまいります。

平成18年11月定例県議会 警察本部長答弁

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

問2 子どもを取り巻く諸施策について

(2)-ロ 育児支援家庭訪問事業による妊産婦及び新生児訪問は、育児不安を抱える母親の虐待防止などにつながる重要な事業であり、来年からは4ヶ月の乳児全戸訪問事業が創設されると聞く。県内には産後うつ病の母親が19%存在するが、産後ケアの推進についてどうか。また、訪問事業を委託される助産師は自家用車での訪問となるが、その際の駐車許可への対応を早急にすべきと思うがどうか。

〔答〕

大綱2点目の子どもを取り巻く諸施策についての御質問のうち、助産師に対する<sup>使用する車輛</sup>駐車禁止の解除についてお答えいたします。

道路交通法に基づく宮城県道路交通規則において、公益上、社会慣習上又は業務上、駐車禁止場所に駐車することがやむを得ないと認められる車両については、付近に駐車できる適当な場所がないなどの事情が認められる場合に、警察署長が期間と場所を定めて駐車を許可しているところであります。

お尋ねの育児支援家庭訪問事業に係る車両につきましては、一般的に駐車禁止を解除する公

益上の理由があると考えられますので、周辺に駐車場がないなど、駐車禁止場所に駐車せざるを得ない事情が認められれば許可されることとなります。

なお、この問題につきましては、すでに関係者からご要望を受けておりました。現在、具体的な許可手続き等について協議を進めているところであります。

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

問2-(2)

ハ 「子ども休日夜間安心コール」は核家族の子育て世代には重要な命綱である。現在、休日夜間の午後7時から11時まで看護師が対応していると聞くが、さらなる安心に応えるため、24時間体制で医師と看護師が相談を受ける体制にしてはどうか。

[答]

次に、こども休日夜間安心コール事業の相談体制についての御質問にお答えいたします。

こども休日夜間安心コール事業については、昨年6月からスタートし、事業の委託先である県医師会の協力も得ながらPR等に努めた結果、月平均の利用件数が昨年度の約2倍に増加するなど、一定の効果が上がっていると認識しております。

その相談体制について、まず実施時間については、病院や診療所の診療時間外で、かつ、一般的に相談等が多く見込まれる時間として、現在午後7時から11時までを設定しているところであります。

この相談時間を24時間とすることについては、日中等において病院・診療所の診療時間帯と重複するとともに、現行時間からの延長についても、その効果や相談スタッフの確保が可能かどうかなどを見極める必要があることから、県医師会と相談するなどして検討してまいります。

また、医師の参画については、県としても、より専門的な相談への対応の必要性等を踏まえ、今後、県医師会及び県小児科医会と協議を進めてまいります。

なお、相談電話への接続について、今年11月からは、固定電話に加え、携帯電話についても短縮番号#(シャープ)8000番から利用できるようにしたところであり、今後とも、事業の一層の充実に努めてまいります。

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

問2-(2)-ニ

乳幼児医療費の助成に係る全国調査では、本県は下位であることが報道されたが、施策として子育てへの経済的支援を充実することを優先すべきである。平成19年度からは、学齢期前までの医療費助成を実現して欲しいがどうか。

[答]

次に、乳幼児医療費助成事業の制度拡充についてのお尋ねにお答えします。

乳幼児医療費助成事業は、子育て家庭への経済的支援として重要な施策の一つであると考えております。

しかし、一方では、県の財政は危機的状況にあり、事務事業の見直しを進めるなど、財源確保に努めているところであります。

少子化対策の重要性については十分に認識しておりますが、助成対象の拡大については、多くの財政的な負担を伴うことになり、現在の厳しい県財政状況からすれば非常に困難であることを御理解願います。

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

問3 地域資源を活かす観光振興について

以下3点について知事の所見を伺いたい。

(1) 本県では全国に先駆けて「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針」を策定したが、農家1戸当たりの年間宿泊受入件数が3回程度とされ、受入窓口であるみやぎグリーン・ツーリズム推進協議会からは回数増の要望がある。岩手県では受入人数、回数の制限は設けておらず、本県においても長期滞在などの多様なニーズがあることから、受入回数、人数を増やすなど、実態に応じた制度に改正すべきと思うがどうか。

[答]

次に、大綱3点目、地域資源を活かす観光振興についての御質問にお答えいたします。

初めに、農林漁家民泊実施方針の制限緩和についての御質問にお答えいたします。

児童・生徒が行う体験学習としての農家民泊については、我が県が東北6県で最も早く、平成15年11月に「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針」を定めました。

実施方針では受入回数の制限や対価の考え方を整理し、一般の民宿等における営業活動と、修学旅行等における民泊との区分を明確にしております。



また、実施組織を中心に受入農家を登録制とし、衛生面や事故への対応、宿泊時の安全確保等のほか、実施組織が登録農家を対象に年1回以上の研修を開催するなど、体験学習における児童・生徒の安全確保について、細心の注意を払うこととしております。

近年、民泊に対する需要が増加しており、県内の小中学校の生徒が県外を訪れて体験学習をしている状況も見られますことから、実施方針の受入回数や人数等の制限緩和については、平成15年7月に設置した「みやぎグリーン・ツーリズム推進庁内連絡会議」の「法制度検討部会」において検討してまいります。

たいと考えており

平成18年11月定例県議会

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

問3-(2)

先日開催された「北海道・東北6県議会議員研究交流大会」の分科会で、東北6県でグリーン・ツーリズムの受入制度を共通にし、促進すべきとの提案が出された。全国、世界から受入可能な体制をつくるため、東北6県での制度の共通化、受入の促進、PRなどを「東北地域都市と農山漁村の共生・対流連絡協議会」で検討してはどうか。

[答]

私からは、大綱3点目、地域資源を活かす観光振興についての御質問のうち、東北6県での体制を整備するため、共生・対流連絡協議会で検討してはどうかとの御質問にお答えいたします。

「東北地域 都市と農山漁村の共生・対流連絡協議会」は、東北農政局が事務局となり、東北6県の担当部長、農林水産省や国土交通省など交流事業に関連のある省庁の出先機関、民間団体の代表などを構成員として、各省庁の関連事業

の説明、東北各県のグリーン・ツーリズムの取組状況について情報交換を行うほか、フォーラムを共同開催するなどの活動を行ってまいります。

御提案のありました、体制整備やPRについては、この協議会の活動が、より活発に行われることで実現可能と思われまますので、県としましても意見交換や協議を進め、他県との連携を強めながら、積極的にグリーン・ツーリズムの体制整備を図ってまいります。

私からは以上でございます。

平成18年11月定例県議会

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問3-(3)

NPO等が自ら企画した自然体験や農業体験等のバックツアーを扱える「第3種旅行業」を国が創設し、来年5月頃に運用開始と聞く。デスティネーションキャンペーンでは、県内市町村からこのような企画を募集し、新たな地域づくりにつなげる必要があると思うがどうか。また、本県の目指す観光振興では、県民が地域の誇りを再認識し、農と食をつなぎ、自らが自立出来る持続可能な「みやぎスタイル」の地域づくりを目的とすべきと思うがどうか。

[答]

次に、地域づくりに向けた「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」の取組についての御質問にお答えいたします。

仙台・宮城デスティネーションキャンペーンは、県内全市町村のほか観光関係はもとより、農林水産業から商工業に至るまで幅広い団体の参画を得て、先月、推進協議会が設立されたところであります。

今回のこのキャンペーンは、観光を核とした地域づくりの推進を目的の一つとしており、仙台・宮城DC推進協議会に参画し

た各市町村やその圏域においても、体験をはじめとする様々な企画を、自らが立案し実践していくこととなります。その中で、自分たちの住んでいる地域の資源の見直しと更なる磨き上げを行って、魅力的な観光エリアの確立への「きっかけ作り」を行うことが大切と認識しております。

次に、宮城の目指す観光振興についての御質問にお答えいたします。

その地域で暮らす人が、住んでいる地域を熟知し誇りに思っこそ、自信を持って多くのお客様をお迎えできるものであります。「食」や「文化」をはじめ、様々な産業間の連携と融合を図りながら、宮城ならではの「地域が潤う、訪れてよしの観光王国」の実現を目指して、我が県の観光戦略を進めてまいります。

提案の障害者差別禁止法の検討状況などの動向も十分に踏まえて、対応していく必要があると考えております。

人権問題については、心の問題とも絡む大変微妙な問題であることから、慎重な検討と対応が必要でありますので、今後も、関係者や障害者関係団体等との意見交換や話し合いを行いながら、県としての取組について検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

問4 障がい者施策について

以下3点について知事及び教育長の所見を伺いたい。

- (1) 先の2月議会で障害者の差別をなくす条例について検討する、との答弁を行っているが、市民団体へは、条例は困難なところが多い、との見解をした。今後の取組についてどうか。

[答]

次に、大綱4点目、障がい者施策についての御質問のうち、

「障害者の差別をなくす条例」の今後の取組についてのお尋ねにお答えします。

今般、千葉県において、先行して「差別をなくす条例」が制定されましたので、その施行状況や実効性などを見極める必要があるものと考えております。また、年内に採択される見通しの国連の障害者権利条約に係る国内での批准問題、あるいは、日本弁護士連合会

問4-(2)

障害者自立支援法に関連する市町村への支援策についてどうか。

[答]

次に、障害者自立支援法に関連する市町村への県の支援策についての御質問にお答えいたします。

市町村が独自に実施している利用者負担の軽減策への県の支援についてであります。障害者自立支援法により、障害福祉サービスは、基本的には市町村が提供することになりました。県の役割としては、サービス提供事業者の指導のほか、専門性の高い相談支援、広域的な対応が必要な支援事業、人材育成などを重点的に実施すべきものと考えております。

このように、県と市町村の役割分担を踏まえて対応をすべきものであり、市町村の独自性については、これを尊重してまいりたいと考えております。

平成18年11月定例県議会 教育長答弁

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問4-(3)

障害者の就労確保のため、義務教育での共に学ぶ教育の推進とともに、県立高校への展望が望まれる。国のモデル事業を積極的に活用する等により、障害者の高校進学を検討すべき時期にきていると思うがどうか。

[答]

大綱4点目、障害者施策についての御質問のうち、障害のある生徒の高校進学について検討すべき時期にきているのではないかとお尋ねにお答えいたします。

障害のある生徒に対する高校教育については、将来の自立の在り方を見据えた教育をどのように行うべきかといった観点から幅広く検討されるべきものと考えております。

現在、盲・聾・養護学校高等部を中心に取り組んでおりますが、特に、小牛田高等学園と岩沼高等学園を設置し、軽い知的障害のある生徒の職業的自立を目指した教育を行っているところであ

遊佐 美由紀議員 4 - (3)

ります。

国においては、これまでの取り組みに加えて、今年度初めて高等学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の生徒への教育支援体制整備状況調査を行ったところであり、今後、新たな支援事業が計画されているところであります。

我が県においては、高校教育においても、障害のある生徒と障害のない生徒が同じ教育環境の中で共に学ぶ教育を継続していくことについての要望等があることは承知しております。

今後、このような状況を踏まえながら、高等学校における障害のある生徒に対し、どのような教育環境の整備を図るべきか、様々な観点から検討してまいりたいと考えております。

